

【使用者責任訴訟の事例について】

民事介入暴力対策委員会の大倉浩です。

暴対法や暴力排除条例の効果で、暴力団員の減少や民暴事件も一定限度減少傾向にあります。しかしながら最近の芸能界でも、お笑いタレントの闇営業で暴力団とのかかわりが報道されるなど相変わらず、暴力団に利用されたりする報道が跡を絶ちません。

従前は、交渉時に名刺で、〇〇組等明示してくる人間ばかりでしたが、現在はほとんどいないと言ってもいい程減少していますが、反対に一見しても暴力団とはわからない程、フロント企業も巧妙になっている状態です。

他の民暴委員も既に発表されていますが、不当要求をする相手方が暴力団であるかどうかを問わず、個人で対応するのではなく、まず早急に民暴事件に詳しい弁護士に相談すべきです。

ところで、私が担当した、民暴事件で記憶に残っているのは、県東部の〇〇組の組員から、恐喝と傷害を受けた市民の方から依頼を受けたケースです。この事件では、直接、実行した組員だけでなく、その組員の所属する組長に対して、使用者責任訴訟を提起した事件です。この事件では、組長が裁判に出廷することもなかったため、被害を被った被害者の請求認容の判決を得ることができました。

しかし、判決書に金〇〇万円支払えとあっても、自動的に暴力団の組長が支払いに応じるわけがありません。

そのため、市民の方と協議して組長の所有しているベントを強制執行することになりました。ベントの駐車されている場所の確認や必ず、ベントが駐車されている時間の確認など、十分に事前準備をしたうえで、ベントの強制執行をすることになりました。

当日は、私と他の民暴委員の弁護士2人と執行官で組等の自宅マンションを訪問し、ベントを引き揚げる旨通告しました。最初は、組長はベントを引き渡すことを拒否しましたが、執行官や弁護士の説得により、ベントを引き揚げることができました。

この時、私の知人の中古屋の社長にレッカー移動とベントの保管を依頼し、何か月後にベントを競売にかけることになり、被害を被った市民の方はベントの競売代金を取得することができました。判決で取得した金額よりも少ない金額ではありましたが、暴力団から受けた被害に泣き寝入りせずに解決できたことで、民暴委員会の委員としての活動に意義を感じることもできたケースでした。

多くの市民の皆様も暴力団からの被害に泣き寝入りすることなく、気軽に民暴委員の弁護士に相談いただければと存じます。



大倉 浩 弁護士

寄稿者

さいたま市浦和区岸町 7-12-4 ニチモビル浦和 4 階

大倉浩法律事務所 ☎ 048-862-1853 FAX 048-862-2054

埼玉弁護士会 民事介入暴力対策委員会

大倉 浩 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.126」から編集したものです。